

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 大気汚染防止法第二条第十二項の特定粉じん排出等作業として、工作物の解体等の作業を追加すること。

(第三条の四関係)

第二 工作物の解体等の作業を伴う建設工事に係る報告及び検査に関する事項を定めること。

(第十二条第七項関係)

第三 この政令は、石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行すること。

(附則関係)